

# 参 考 資 料

- 人権関係年表
- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 部落差別の解消の推進に関する法律
- 愛媛県人権尊重の社会づくり条例
- 松山市人権啓発施策推進条例
- 人権尊重都市宣言

人権関係年表			
西暦	和暦	国連等	国、愛媛県、松山市等
1947	昭和 22		[国] 「日本国憲法」施行
			[国] 「教育基本法」施行
			[国] 「労働基準法」施行
			[国] 「児童福祉法」施行
			[国] 「民法」改正
1948	昭和 23	「世界人権宣言」採択	
1949	昭和 24	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	[国] 「人権擁護委員法」施行
1950	昭和 25		[国] 「身体障害者福祉法」施行
			[国] 「精神衛生法」施行
			[国] 「生活保護法」施行
1951	昭和 26	「難民の地位に関する条約(難民条約)」採択	[国] 「児童憲章」制定
			[国] 「社会福祉事業法」施行
1953	昭和 28		[国] 「らい予防法」制定
1959	昭和 34	「児童の権利に関する宣言」採択	[国] 「未帰還者特別措置法」制定
1960	昭和 35		[国] 「精神薄弱者福祉法」施行
1961	昭和 36		<b>【市】</b> 「松山市古川隣保館」設置
1962	昭和 37		<b>【市】</b> 「北条市浅海隣保館」設置
1963	昭和 38		[国] 「老人福祉法」施行
1964	昭和 39		[国] 「母子及び寡婦福祉法」施行
			<b>【市】</b> 「北条市松尾隣保館」設置
1965	昭和 40	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する撤廃条約(人種差別撤廃条約)」採択	[国] 「同和对策審議会答申」
1966	昭和 41	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択、同時に「市民的及び政治的権利に関する国際規約」並びにその「選択議定書」採択	<b>【市】</b> 「松山市同和对策委員会設置要綱」施行
1968	昭和 43	国際人権年、第 1 回世界人権会議	<b>【市】</b> 「松山市朝生田隣保館」設置
1969	昭和 44		[国] 「同和对策事業特別措置法」施行
			<b>【市】</b> 「松山市清水隣保館」設置
1970	昭和 45		[国] 「心身障害者対策基本法」施行
			<b>【市】</b> 「松山市内宮隣保館」設置
1971	昭和 46	「精神薄弱者の権利宣言」採択	<b>【市】</b> 松山市内各小・中学校に「同和教育主任」を配置
1973	昭和 48	「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975	昭和 50	国際婦人年	<b>【市】</b> 「松山市同和教育推進協議会」結成
		「障害者の権利宣言」採択	
1976	昭和 51	「国連婦人の 10 年」(1976～1985)の決議を採択	
1977	昭和 52		<b>【市】</b> 「松山市溝辺隣保館」設置
			<b>【市】</b> 「松山市上川原隣保館」設置
1978	昭和 53		<b>【市】</b> 「松山市来住隣保館」設置
1979	昭和 54	国際児童年	[国] 「国際人権規約」批准

		「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	【市】	「松山市教育集会所連絡協議会」結成
1981	昭和 56	国際障害者年	[国]	「難民の地位に関する条約(難民条約)」加入
		「国際障害者の 10 年」(1983～1992)の決議を採択		
1982	昭和 57		[国]	「地域改善対策特別措置法」施行
			【市】	「第 1 回松山市市民意識調査」実施
1984	昭和 59	「拷問及びその他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問禁止条約)」採択		
1986	昭和 61		[国]	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行
1987	昭和 62	家のない人々のための国際居住年	[国]	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行
			【市】	「第 2 回同和問題に関する松山市市民意識調査」実施
1989	平成元	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択	[国]	「高齢者保健福祉十か年戦略(ゴールドプラン)」策定
		「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第 2 選択議定書(死刑廃止)」採択	[国]	「出入国管理及び難民認定法」改正
			[国]	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」制定
			【市】	「北条市中央会館(松尾隣保館の建替・移設)」設置
1990	平成 2	「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択		
1992	平成 4		【市】	「第 3 回同和問題に関する市民意識調査」実施
1993	平成 5	国連人権高等弁務官を新設	[国]	「障害者対策に関する新長期計画」策定
		「世界の先住民の国際の 10 年」(1994～2003)を宣言	[国]	「障害者基本法(心身障害者対策基本法改正)」施行
			【市】	松山市人権尊重都市宣言
			【市】	「松山市女性行動計画」策定
			【市】	「松山市老人保健福祉計画」策定
1994	平成 6	国際家族年	[国]	「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建物の建設の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
		「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004)を宣言	[国]	「児童の権利に関する条約」締結
			[国]	「新ゴールドプラン」策定
			【市】	「中島町隣保館」設置
1995	平成 7	「第 4 回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	[国]	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」締結

			[国]	「高齢社会対策基本法」施行
			[国]	「人権教育のための国連10年推進本部」設置
			[国]	「精神保健法」から「精神障害福祉に関する法律」へ改正
			[国]	障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション7カ年戦略)」を策定
			<b>【市】</b>	<b>「松山市障害者福祉長期計画」策定</b>
1996	平成8		[国]	地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方について」意見具申
			[国]	男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」決定
			[国]	「高齢社会対策大綱」策定
			[国]	「らい予防法」廃止
1997	平成9		[国]	「人権擁護施策推進法」施行、「人権擁護推進審議会」を設置
			[国]	「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定
			[国]	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の一部改正(5か年の時限立法・一部対策事業の継続)
			[国]	「男女雇用機会均等法」の一部改正
			[国]	「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」施行
			[国]	「北海道旧土人保護法」廃止
			<b>【市】</b>	<b>「第4回同和問題に関する市民意識調査」実施</b>
1998	平成10		[国]	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)」の一部改正、60歳以上定年制義務化
			[国]	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」の一部改正、障害者雇用率(1.8%)の設定
			[国]	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定
1999	平成11	国際高齢者年	[国]	「精神薄弱者の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行、精神薄弱者から知的障害者への用語改正
		「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	[国]	「男女共同参画社会基本法」施行

			[国] 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申
			[国] 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行
2000	平成 12	「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	[国] 「介護保険法」施行
		「児童買春、児童ポルノに関する条約の選択議定書」採択	[国] 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」施行
			[国] 「外国人登録法」一部改正、指紋押捺全廃
			[国] 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行
			[国] 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」施行
			[国] 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行
			[国] 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
			[国] 「ストーカー行為等の規制に関する法律」施行
			[国] 「社会福祉法」施行(社会福祉事業法の改正)
			[国] 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
			(県) 「人権教育のための国連 10 年愛媛県行動計画」策定
			【市】 「中核市」に移行、「人権啓発課」設置
			【市】 「松山市男女共同参画推進センター(コムズ)」開設
			【市】 「松山市人権啓発推進指針」策定
			【市】 「松山市新高齢者保健福祉計画」策定
2001	平成 13		[国] 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申
			[国] 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行
			[国] 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行
			[国] 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」追加答申

			[国]	「高齢者社会対策大綱」策定
			[国]	「犯罪被害者等給付金支給法」改正
			[国]	らい予防法違憲国家賠償請求訴訟熊本地裁判決確定
			(県)	「愛媛県人権尊重の社会づくり条例」施行
			【市】	「松山市人権が守られるまちづくりを実現するための具体的な推進プラン」策定
			【市】	「松山市同和対策委員会設置要綱」廃止
2002	平成 14		[国]	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
			[国]	「改正育児・介護休業法」施行
			[国]	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行
			[国]	「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
			[国]	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」の失効
			[国]	「身体障害者補助犬法」施行
			[国]	「障害者基本計画」策定
			(県)	「愛媛県男女共同参画推進条例」施行
			【市】	「松山市同和教育推進協議会」を「松山市人権教育推進協議会」に改称
			【市】	「第 5 回人権問題に関する市民意識調査」実施
2003	平成 15		[国]	「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」公布
			[国]	「次世代育成支援対策推進法」施行
			[国]	10 月衆議院解散に伴い、「人権擁護法案」廃案
			(県)	「愛媛県人権啓発センター」設置
			【市】	「第 5 次松山市総合計画」策定
			【市】	「松山市男女共同参画推進条例」施行
			【市】	「松山市人権啓発施策推進条例」施行、市内隣保館をふれあいセンターへ改称
			【市】	「松山市新子育て支援対策プラン」策定
2004	平成 16	「人権教育のための世界計画」採択	[国]	「児童虐待の防止等に関する法律」改正
			[国]	「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行

			[国]	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正
			【市】	「松山市人権啓発施策推進審議会」設置
			【市】	「松山市子ども育成条例」施行
			【市】	「松山市障害者プラン」策定
2005	平成 17	「第 1 フェーズ行動計画」(2005～2007年)	[国]	ハンセン病問題検証会議最終報告
			[国]	「犯罪被害者等基本法」施行
			[国]	「犯罪被害者等基本計画」策定
			[国]	「第2次男女共同参画基本計画」策定
			【市】	北条市及び中島町と合併し「新松山市」誕生
			【市】	「松山市教育集会所連絡協議会」解散
			【市】	「松山市男女共同参画基本計画」策定
			【市】	「まつやま子育てゆめプラン」策定
2006	平成 18	「障害者の権利に関する条約の選択議定書」採択	[国]	「介護保険法」一部改正、地域支援事業創設
		「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」(強制失踪条約)採択	[国]	「障害者自立支援法」施行
			[国]	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
			[国]	「自殺対策基本法」施行
			[国]	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
			[国]	「拉致問題対策本部」設置
			[国]	「公益通報者保護法」施行
			[国]	「バリアフリー法(高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律)」施行
			【市】	「人権啓発施策に関する基本方針」策定
2007	平成 19	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	[国]	「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」策定
		「第 1 フェーズ行動計画」2年延長(2008～2009年)	[国]	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟等の一部を改正する法律」制定
			[国]	「男女雇用機会均等法」改正、施行
			(県)	「愛媛県障害福祉計画」策定
			【市】	「第6回人権問題に関する市民意識調査」実施
2008	平成 20	「ハンセン病差別撤廃決議」採択	[国]	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」改正

			[国]	「児童虐待防止法」改正、施行
			[国]	「身体障害者補助犬法」一部改正、施行
			[国]	「刑事訴訟法」一部改正、被害者参加制度及び損害賠償命令制度創設
			[国]	「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」一部改正、性別変更の要件緩和
			[国]	「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」採択
			<b>【市】</b>	<b>「松山市障害者計画」策定</b>
2009	平成 21		[国]	「国籍法」改正、施行
			[国]	「次世代育成支援対策推進法」一部改正、施行
			[国]	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
			[国]	平成 18(2006)年に設置した「拉致問題対策本部」を廃止し、再度、内閣総理大臣を本部長とする「拉致問題対策本部」を設置
			<b>【市】</b>	<b>「松山市子ども総合相談」新設</b>
2010	平成 22	ISO26000(社会的責任に関する国際規格)発行	[国]	「肝炎対策基本法」施行
		「第 2 フェーズ行動計画」(2010~2014 年)	[国]	「仕事と生活の調和(ワークバランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」制定
			[国]	「第3次男女共同参画基本計画」策定
			[国]	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
			(県)	「愛媛県人権施策推進基本方針」改訂版発表
			<b>【市】</b>	<b>「後期まつやま子育てゆめプラン」策定</b>
2011	平成 23		<b>【市】</b>	<b>「第2次松山市男女共同参画基本計画」策定</b>
			<b>【市】</b>	<b>「松山市犯罪被害者等支援要綱」策定</b>
2012	平成 24		[国]	「パワハラ」初定義
			[国]	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」制定
			[国]	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」制定
			<b>【市】</b>	<b>「人権啓発施策に関する基本方針〈改訂版〉」策定</b>
			<b>【市】</b>	<b>「第 7 回人権問題に関する市民意識調査」実施</b>
2013	平成 25		[国]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)制定



			[国]	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」改正、施行
			(県)	「愛媛県人権・同和教育基本方針」策定
			【市】	「第6次松山市総合計画」策定
			【市】	「松山市第2期障害者計画」策定
2014	平成26		[国]	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
2015	平成27	「第3フェーズ行動計画」(2015~2019年) 「持続可能な開発目標(SDGs)」採択	[国]	「第4次男女共同参画基本計画」制定
			(県)	「愛媛県人権施策推進基本方針」第二次改訂版発表
			【市】	「松山市子ども・子育て支援事業計画」策定
			【市】	「松山市清水ふれあいセンター」建替え
【市】	「松山市第3期障害者計画」の策定			
2016	平成28		[国]	「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定
			[国]	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」改正、施行
			[国]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行
			[国]	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行
			[国]	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ対策法)」施行
			[国]	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行
			[国]	「再犯の防止等の推進に関する法律」制定
			【市】	「松山市朝生田ふれあいセンター」建替え
2017	平成29		[国]	「再犯防止推進計画」策定
			【市】	「第3次松山市男女共同参画基本計画」策定
			【市】	「人権啓発施策に関する基本方針(第2次改訂版)」策定
			【市】	「第8回人権問題に関する市民意識調査」実施
2018	平成30	「人権教育のための世界計画」第4段階採択		
2019	令和元	「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」採択	[国]	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」制定

		「第4フェーズ行動計画」 (2020~2024年)	[国]	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正
			[国]	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」制定
			[国]	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布・施行
2020	令和2		[国]	「セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント防止のための指針」策定
			[国]	「第5次男女共同参画基本計画」策定
			[国]	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」が施行
			(県)	「愛媛県人権施策推進基本方針」第三次改訂版発表
			【市】	「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」を策定
2021	令和3		[国]	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正
			[国]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」改正
			【市】	「松山市第4期障がい者計画(令和3年度~8年度)」策定
			【市】	「第8期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」策定
			【市】	「松山市再犯防止推進計画」策定

# 世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日  
第3回国際連合総会採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられ

ない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として、法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

1946(昭和21)年11月3日公布

1947(昭和22)年5月3日施行

## 前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いつれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

（国民たる要件）

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

（請願権）

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

（公務員の不法行為による損害の賠償）

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

（奴隷的拘束及び苦役の禁止）

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、そ

の意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、搜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない

い権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界)

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護の義務)

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000(平成12)年12月6日

法律第147号

## (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次計画)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013（平成25）年6月26日

法律第65号

改正 2022（令和4）年6月17日法律第68号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第6条）
- 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置  
（第7条—第13条）
- 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第14条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条—第24条）
- 第6章 罰則（第25条・第26条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- (4) 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
  - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

□ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第94条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

(5) 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。□において同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

(6) 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

(7) 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

(2) 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(3) 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

(4) その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

#### (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

#### (事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

#### (国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

#### (地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

#### 第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第5章 雑則

(主務大臣)

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

### （基本方針に関する経過措置）

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

### （国等職員対応要領に関する経過措置）

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

### （地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

### （対応指針に関する経過措置）

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

### （政令への委任）

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### （検討）

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律  
（令和4法律68）

### （経過措置の政令への委任）

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



附 則 （令和4年6月17日法律第68号）

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

2016（平成28年）6月3日  
法律第68号

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律をここに公布する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本的施策（第5条—第7条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽（せん）動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28年）12月16日  
法律第109号

## （目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## （基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

## （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## （相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## （教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## （部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則 この法律は、公布の日から施行する。

## 愛媛県人権尊重の社会づくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

しかしながら、我が国においては、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害が存在しており、また、我が国社会の国際化、情報化及び高齢化の進展等に伴い、人権に関する様々な課題も生じている。

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び積極的に推進する責務を有する。

2 県は、人権施策を実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携し、及び協力するものとする。

### (県民の責務)

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

### (県と市町村協働)

第4条 県は、市町村に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

### (基本方針の策定)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進に関する基本方針を策定するものとする。

2 知事は、前項の基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、愛媛県人権施策推進協議会の意見を聴くものとする。

### (愛媛県人権施策推進協議会)

第6条 人権施策の推進に関する重要事項を調査協議させるため、愛媛県人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、人権施策の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権問題に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県執行機関の附属機関設置条例（昭和27年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部愛媛県同和対策委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

松山市隣保館条例（昭和41年条例第32号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 松山市人権啓発施策推進審議会（第5条—第8条）

第3章 隣保館（第9条—第23条）

第4章 雑則（第24条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利としてすべての国民に保障している日本国憲法の理念及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとうたっている世界人権宣言の趣旨にのっとり、あらゆる人権問題の早期解決に向け必要な人権啓発施策を推進することにより人権尊重の意識の高揚を図り、もってすべての人の人権が守られるまちづくりの実現に資することを目的とする。

（基本方針の策定）

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ市民及び松山市人権啓発施策推進審議会の意見を聴くものとする。

（人権啓発施策）

第3条 市長は、基本方針に基づき、人権啓発施策を策定し、及び積極的に推進するものとする。

（推進体制の整備）

第4条 市長は、人権啓発施策の推進に当たっては、国、県及び関係団体との連携を図るとともに、必要な推進体制の整備を行うものとする。

第2章 松山市人権啓発施策推進審議会

（設置）

第5条 人権啓発施策を総合的かつ効果的に推進するため、松山市人権啓発施策推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第6条 審議会は、基本方針に関して第2条第2項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

(1) 人権侵害に対する再発防止方策に関すること。

(2) 隣保館の運営に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

(組織等)

第7条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体に属する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 隣保館

(設置)

第9条 地域社会の福祉を増進し、人権啓発施策を総合的かつ効果的に推進するための拠点施設として、本市に隣保館を設置する。

(名称及び位置)

第10条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
古川ふれあいセンター	松山市古川南一丁目20番18号
朝生田ふれあいセンター	松山市朝生田町六丁目3番32号
清水ふれあいセンター	松山市清水町一丁目9番地9
内宮ふれあいセンター	松山市内宮町675番地
溝辺ふれあいセンター	松山市溝辺町甲565番地2
上川原ふれあいセンター	松山市上川原町甲1557番地4
来住ふれあいセンター	松山市来住町1377番地4
北条ふれあいセンター	松山市中西外346番地3
中島ふれあいセンター	松山市小浜甲1191番地



(事業内容)

第11条 隣保館は、生活上の相談事業及び人権問題の解決のための事業を総合的に行うものとする。

(使用の許可)

第12条 隣保館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をするときは、隣保館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

第13条 隣保館の使用料は、無料とする。ただし、営利目的で使用する場合その他市長が必要と認める場合は、別表に定める使用料及び規則で定める器具等の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 隣保館(附属設備、備品等を含む。第22条において同じ。)を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が隣保館の管理上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、隣保館の使用許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の処分により隣保館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、市は、その責を負わない。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第18条 使用者は、隣保館を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第19条 使用者は、特別の設備又は備付け以外の器具を設置し、又は搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(入館の制限)

第20条 市長は、隣保館の管理上支障があると認められる者の入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(原状回復)

第21条 使用者は、隣保館の使用を終了し、又は中止したときは、速やかに原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第22条 隣保館を毀損し、又は滅失した者は、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

(過料)

第23条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

#### 第4章 雑則

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(編入に伴う経過措置)

2 北条市及び中島町の編入の前日に、編入前の北条市隣保館設置及び管理に関する条例(平成14年北条市条例第9号)又は中島町隣保館設置及び管理に関する条例(平成6年中島町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 北条市及び中島町の編入の日以後1年以内に委嘱される審議会の委員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月16日までとする。

付 則(平成16年12月21日条例第64号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則(令和4年3月25日条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第13条関係)

区分 利用時間	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで

大会議室	1,200 円	1,600 円	1,300 円	3,700 円
中会議室・小 会議室	400 円	600 円	400 円	1,300 円
調理室	500 円	700 円	600 円	1,600 円

備考

- 1 午前・午後又は午後・夜間と継続して使用する場合の使用料は、それぞれの区分による使用料の合計額とする。
- 2 使用時間の超過に対する使用料は、30分（30分に満たないときは、これを30分とする。）ごとに当該区分の1時間当たりの額（10円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）とする。この場合において、午前・午後の継続使用で超過したときは午後  
の区分の1時間当たりの額とし、午後・夜間の継続使用又は全日の使用で超過したときは  
夜間の区分の1時間当たりの額とする。

## 人権尊重都市宣言

松山市は、次のとおり人権尊重都市を宣言する。

### 記

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、平等である。

本市は、日本国憲法の保障する基本的人権尊重の精神が全市民にゆきわたり、お互いが相手の立場を考えて豊かな人間関係を醸成し、ゆとり、やすらぎ、うるおいのある地域社会を築くことを目指して、ここに「人権尊重都市」を宣言する。

平成5年6月17日  
松山市